

2008年9月11日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

日本共産党甲良町支部
甲良町議会議員 西澤伸明

「甲良ふるさと交流村」計画にかかわる 開発許可についての要請書

現在、「甲良ふるさと交流村」計画が町民合意のないまま強引に進められています。私たちは、価格保証など農業振興を強めることを求めており、施設建設を先行してすすめることに強い不安と懸念を抱いています。同時に、私たちは、下記の内容によって甲良町当局の違法行為、脱法行為であると考えます。

、以下の理由で開発申請を提出できる状況ではありません。

- 1、 都市計画法 30 条第 1 項の 2 で「開発区域内において予定される建築物または特定工作物」と定めています。しかし、甲良町の計画では「構想」はありますが、確定したものではありません。例えば、「民間施設」となっているところは当初「コンビニストア」の計画と「構想」図面に掲載されていましたが、町民に知らせる広報（本年 2 月号）では「民間施設」と発表されました。8 月 19 日に開かれた甲良町議会全員協議会では「コンビニとの進出協議は進展していません」との現状です。また、設計業務委託は議会で可決になりましたが、どのような建物か、規模や種別、利用目的、利用予測は全く不確定の段階です。よって法で定める「用途」が確定できない状態だと考えます。
- 2、 「甲良ふるさと交流村」計画そのものが住民合意を得ていないと考えます。 用地の取得が「開発基金」から振り替えたもので、しかも「一件 5 0 0 0 m²を超えるものは議会の議決を得ねばならない」とする町条例に違反していたことが明らかになり、町民はますます不安と心配を広げました。これは約 4 ヶ月後に議会の追認議決がされ「契約の瑕疵」が解消したかに見えますが、甲良町当局が根本的反省と町民合意がないまま突き進んでいるため、不信感を募らせる要因となりこそすれ、「甲良ふるさと交流村」計画の施設建設を先行する合意には程遠い現状です。
- 3、 甲良町当局の説明によれば、県事業として要請している「簡易パーキ

ング事業」は 20 年度採択をめざしたが未だ得ていないと言います。その上、滋賀県、および甲良町の財政事情から見通しは大変厳しいと見られています。これは「甲良ふるさと交流村」計画全体が「簡易パーキング事業」を重要な核とし「道の駅」の認定を受ける予定で進められていると見られますが、「核」となる事業の見通しが立たないまま進められていることに根本的な矛盾の一つがあります。

- 4、 私たちが取り組んだ住民アンケートでは 511 通回収された内、「施設建設を先行すべき」とする町民はわずか 30 通（ 5 . 8 % ）、「施設建設を先行すべきでない」と答えた町民は 409 通（ 8 0 . 0 % ）にものぼります。これは、町当局から計画が示された当初から「住民の意向調査を実施せよ」と主張してきましたが、当局が「反対が多くなる」などと言い訳して実施しなかったために私たちが行ったものです。
- 5、 「甲良ふるさと交流村」の運営・経営責任の機関は未だに決まっていません。

、 法違反の疑いが濃厚と考えます。

甲良町では開発予定地の「土の剥ぎ取り工事」が 8 月 20 日、入札に付されましたが、これは、形状変更に当たり、埋め立て行為と不可分の工事で「開発許可」はされておらず、まして、公式に「開発申請」にも進んでいない段階であり、私たちは違反行為・脱法行為であると考えます。

よって、当該地における甲良町当局の開発予定行為は開発許可にふさわしくないものと考えられますので、適切な対応・指導をしていただきますよう要請いたします。

以上